

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会事務局規程

制定	昭23. 8. 1
改正	昭24. 4. 1 昭27. 4. 1
	昭29. 4. 1 昭29. 10. 10
	昭34. 7. 1 昭40. 1. 1
	昭44. 4. 1 昭46. 4. 1
	昭51. 4. 1 昭52. 11. 17
	昭53. 4. 1 昭54. 6. 15
	昭55. 9. 18 昭59. 4. 1
	昭60. 4. 1 昭63. 3. 2
	昭63. 7. 1 平6. 4. 1
	平14. 4. 1 平26. 4. 1
	平28. 4. 1 平30. 4. 1
	平30. 6. 15 令2. 4. 1

第1条 一般社団法人日本ホルスタイン登録協会定款第37条第4項の規定に基づく、事務局の組織及び業務の分掌については、この規程の定めるところによる。

2 事務局に次の2部、1室を置く。なお、部に必要な課を置き、また課には必要に応じ係を置くことができる。

総務部

事業部

全共対策室

第2条 総務部に次の2課を置く。

総務課

経理課

総務課に庶務係を置き、次の事務をつかさどる。

1. 人事に関する事項
2. 文書に関する事項
3. 物品購入、財産取得の発議に関する事項
4. 物品の調達並びに保管・管理に関する事項
5. 財産（有形固定資産）の管理に関する事項
6. 会議に関する事項
7. 会員に関する事項
8. 職員の福利厚生に関する事項
9. 建物の保全と管理全般に関する事項
10. その他各部課に属さない事項

経理課に経理係を置き、次の事務をつかさどる。

1. 登録申込受付に関する事項
2. 収入及び支出に関する事項
3. 予算及び決算に関する事項
4. 物品及び財産の出納に関する事項
5. その他経理に関する事項

第3条 事業部に次の4課を置く。

登 錄 課

証 明 課

調 査 課

審 査 課

登録課に個別登録係と自動登録係を置き、次の事務をつかさどる。

1. 血統登録に関する事項
2. 移動証明に関する事項
3. その他登録全般に関する事項

証明課に審査検定係と遺伝子調査係を置き、次の事務をつかさどる。

1. 審査成績証明及び検定成績証明に関する事項
2. 遺伝子型調査に関する事項
3. 優秀牛の選奨に関する事項
4. 血統能力の証明に関する事項
5. その他証明書類に関する事項

調査課に調査係と普及係を置き、次の事務をつかさどる。

1. 乳牛改良の調査、研究に関する事項
2. 諸資料の収集、整理並びに図書の整理保管に関する事項
3. 登録審議会、研究会等の企画に関する事項
4. 登録推進の企画及び実施に関する事項
5. 機関誌並びに図書等の刊行に関する事項
6. 登録事業の普及指導に関する事項
7. 電算業務の企画・開発に関する事項
8. その他調査、普及及び電算に関する事項

審査課に審査係を置き、次の事務をつかさどる。

1. 審査の実務に関する事項
2. その他審査全般に関する事項

第4条 全共対策室においては、次の事務をつかさどる。

1. 全日本ホルスタイン共進会に関する事項

第5条 事務局に次の職員を置く。

事務局長、技師、主事、必要に応じ参与及び嘱託を置く。

第6条 事務局長は専務理事の命を受け事務局を統括する。

部に部長、室に室長、課に課長、係に係長を置く。

なお、必要に応じ審議役、部及び室に次長、調査役、課に課長代理、係に主任を置くことができる。

部長、室長及び審議役は事務局長の指揮を受け所管の事務を掌理する。

次長、課長及び調査役は部長の指揮を受け所管の事務を掌理する。

技師及び主事は上司の指揮を受け事務を分掌する。

参与及び嘱託は上司の命を受け事務に従事する。

第7条 北海道に支局を置き北海道における事務を分掌する。

支局に支局長及び必要な職員を置く。

附 則（平成26年3月20日理事会議決）

この規程は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の設立の登記のあった日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則（令和2年3月19日理事会議決）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。